

(1) 富岡町

富岡町における活動再開等の状況は以下のとおりである。

- ア 平成27年8月、JAEA廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟の立地が決定した（乙B114の4・5）。
- イ 平成27年10月、町役場（楳葉分室）及び警察（道の駅ならは）の一部機能を町内に移転した（乙B114の4）。
- ウ 平成27年10月、交流サロンを開設した（乙B114の4）。
- エ 平成28年10月、町内に町立診療所が開所した（乙B117の1）。
- オ 平成28年11月、複合商業施設が開設され、一部店舗がオープンした（乙B117の2）。

(2) 浪江町

浪江町における活動再開等の状況は以下のとおりである。

- ア 平成27年7月15日時点で、所定の手続を経て事業を再開している事業所は、平成26年8月27日に営業を再開したコンビニエンスストアを含め、18事業所であり、平成28年8月4日時点では、21事業所である（乙B118の1・2、乙B119）。
- イ 野菜については、平成25年より試験栽培を開始しており、全14品目で安全が確認された（乙B120の1）。
- ウ 花卉については、平成26年より実証栽培を開始した（乙B120の1）。
- エ 水稲については、平成26年より、水稲の実証栽培を開始し、全量全袋検査で全て基準値以下となっており、平成27年11月、浪江町産の米が震災後初めて販売された（乙B114の4・5、乙B120の1、121）。
- オ 平成27年10月、「ふたば復興生コン」の落成式が行われた（乙B114の4）。
- カ 平成28年10月、仮設商業施設が開設され、小売、飲食、サービスの各業種から10店舗が開店した（乙B122）。

(3) 南相馬市（小高区）

南相馬市（小高区）における活動再開等の状況は以下のとおりである。

- ア 平成27年8月15日時点で、小高区内の事業所（総数488）のうち、210事業所が再開し、そのうち、44事業所が小高区内で事業を再開しており、同年12月には、再開した224事業所のうち52事業所が小高区内で事業所を再開した（乙B126の1・2）。
- イ 平成27年4月、小高病院が診療を再開した（乙B114の3ないし5）。
- ウ 平成27年9月、「東町エンガワ商店」が開店した（乙B114の4・5）。
- エ JR常磐線の原ノ町駅から小高駅間が避難指示解除後に再開した（乙B114の5、弁論の全趣旨）。

(4) 南相馬市（旧緊急時避難準備区域）

南相馬市（旧緊急時避難準備区域）における活動再開等の状況は以下のとおりである。

- ア 本件地震及び本件津波の影響で市内全ての公共交通機関が運休状態となつたが、平成23年3月末頃から随時臨時バスが運行を再開し、平成23年4月5日にはタクシー3社、運転代行1社が営業を再開し、同月22日にはバスの市内路線（5系統）が運行を再開した。また、同月27日にはバスの相馬・原町線の運行も再開され、同月には、原町・仙台線など、生活のためのバス路線が新設された。JR常磐線の原ノ町・相馬間は平成23年12月21日に再開し、小高・原ノ町間は平成28年7月12日に運転を再開した。JR東日本は、平成27年1月から原ノ町・竜田間の代行バスの運行を開始した。（乙B178、189、190の1）

- イ 原町区内の5つの小中学校が平成23年10月17日から、震災被害の修繕が完了した3つの小学校が平成24年1月10日から、その他の4つの小中学校が同年2月27日から、それぞれ自校での授業を再開した。原町区に所在する原町高等学校及び相馬農業高校は、それぞれ平成23年10月26

日及び同年11月に自校での授業を再開した。また、南相馬市教育委員会は市内の小中学校について、屋外活動時間を制限してきたが、除染の進捗に合わせ、平成24年4月以降当該制限は解除された。（乙B180, 181）

ウ 市内のコンビニエンスストアは、平成23年6月頃までにおおむね再開した。スーパーマーケットは、原町区に所在するイオンスーパーセンター南相馬店を平成23年5月6日より営業再開しているほか、同年4月以降、各種の商業店舗が営業を再開した（乙B182, 183）。

エ 平成24年5月1日時点で、原町区内で、医療機関29機関、歯科医療機関19機関が診療を行っている（乙B184）。

(5) 田村市

田村市における活動再開等の状況は以下のとおりである。

ア 平成23年7月より、都路診療所が再開された（乙B114の1・2）。

イ コンビニエンスストアの移動販売が平成25年9月に開始した（乙B114の1・2）。

ウ 平成26年4月、仮設商業店舗（Domo）が開業し、都路こども園、古道小学校、岩井沢小学校及び都路中学校が本校舎での授業を再開し、デマンド型の乗合タクシーも営業を開始している。県立船引高等学校は通常どおり開校した。また、夜間でも診療可能な田村地方夜間診療所が船引町に開設された。（乙B114の1・2・4、乙B130の1）

エ 平成27年1月、都路地区にコンビニエンスストアが出店し、同年10月には船引町でJAたむら農産物直売所が営業を再開した（乙B114の2、乙B130の1）。

オ 平成27年1月、田村市の新庁舎での業務が開始された（乙B130の1）。

カ 特別養護老人ホーム「都路まどか荘」が再開した（乙B130の1・2）。

キ 平成27年10月以降、本件事故の影響で閉鎖していた中央化学東北工場

が操業を再開した（乙B114の4）。

ク 平成27年11月、都路地区の仮説商業施設「Dom o（ど～も）古道店」で農産物の試験販売を開始した（乙B114の4）。

ケ JR磐越東線、福島交通バスが通常運行している（乙B130の1・2）。

(6) いわき市

いわき市における活動再開等の状況は以下のとおりである。

ア 本件地震及び本件津波により、道路や橋梁に被害を受けたが、平成23年10月に市復旧計画を策定し、これにより、社会基盤等の復旧が進められ、地震補強事業、震災復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、復興道路整備事業、災害公営住宅整備事業等の事業が行われた。また、本件地震によりライフラインに被害が生じたが、水道水については平成23年4月21日（津波や地滑りの被害で復旧が困難な地域を除く。）、電力については本件地震後1週間以内（津波で流出した箇所を除く。）、都市ガス及び電話については平成23年4月中（一部の地域を除く。）にいずれも回復した。いわき市は、平成23年3月16日から被告国が開始した水道水の放射性物質の測定において、同月23日に被告国が定める乳児の摂取指標値を超える放射性ヨウ素が検出されたため、同日から乳児による水道水の飲用を控えるよう求めペットボトル水の配布を行ったが、同月25日以降は放射性ヨウ素の検出値が摂取指標値以下となり、同月28日に採水した市内8か所の浄水場における測定の結果はいずれも指標値を大きく下回ったことから、同月31日に摂取制限を解除した。その後同年4月4日以降については、放射性ヨウ素・セシウムとも不検出となった。（乙B211の1ないし4、乙B212）

イ 4次にわたって「いわき市復興事業計画」が策定されたほか、復興に向けた基本方針や主要施策を示す復興ビジョン、道路・河川・橋梁・公共施設など各分野の復旧までの作業工程を示した復旧計画が定められた。被災者の生活再建、生活環境の整備・充実、社会基盤の再生・強化、経済・産業の再生・

創造及び復興の推進を取組の柱として、復興を進めており、全体としておおむね計画通りに進捗している（乙B211の1ないし4、乙B212、弁論の全趣旨）。

ウ 本件地震により、いわき市内の875か所で道路の損壊が発生したが、高速道路においては、常磐自動車道が平成23年3月21日、磐越自動車道が同月24日に再開した。鉄道は、本件地震により磐越東線が平成23年4月14日までは通常運転ができなかったが同月15日以降通常運転を再開し、常磐線はいわき市内の北西部に位置する久ノ浜駅において平成23年4月11日から同年5月14日にかけて段階的に運転再開された。また、市内のバスは、平成23年4月6日に通常ダイヤで運行を開始した。（乙B213）

(7) 福島市

福島市における活動再開等の状況は以下のとおりである。

ア 本件地震によるインフラ被害が発生したが、電気については平成23年3月14日、水については同月22日、ガスについては同月30日に全面復旧した（乙B221）。

イ 米作について、平成24年度米では全量全袋検査の結果、放射性セシウム濃度が基準値（100Bp/kg）を超えたものが41袋、平成25年産米では基準値を超えたものが1袋、平成26年産米では基準値を超えたものが2袋、存在したが、平成27年産米では平成27年12月7日時点で基準値を超えたものはなかった（乙B219の2、乙B222）。

(8) 郡山市

郡山市における活動再開等の状況は以下のとおりである。

本件地震によりライフラインに被害が生じたが、上下水道については平成23年4月1日、電力については同年3月12日、都市ガスについては同月26日にいずれも復旧した。郡山市は、水道水の放射性物質モニタリング検査の結果、平成23年3月21日に幼児の摂取指標値である100Bqを超える放射性ヨ

ウ素が検出されたことから、一時的に幼児の水道水の摂取を制限したが、その後数値が低下したことから、同月25日に摂取制限を解除した。郡山市は、その後も水道水モニタリング検査を実施したが、平成23年4月17日以降放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されていない（以上、乙B216）。

(9) 須賀川市

須賀川市における活動再開等の状況は以下のとおりである。

本件地震により建物の倒壊や破損、道路や上下水道の損壊など、大きな被害が発生したが、水道については平成23年3月末時点で9割以上が復旧し、同年5月からは同市内の循環バスの運行を開始した。また、須賀川市は、市内6箇所で水道水の放射性物質を2日に1回調査したが、平成23年4月16日ないし同月24日の調査結果は、いずれも検出限界値未満であった。同市は、本件地震による被害からの復興を図るため、「ふるさとづくり支援事業」を行うこととした。本件地震により被害を受けた須賀川市立第一小学校の仮設校舎は平成23年8月に完成し、同年末までに同市の復興計画が策定された。（乙B306の1ないし4、乙B307の1ないし8）

(10) 川俣町

川俣町における活動再開等の状況は以下のとおりである。

平成23年4月20日、飯館村内の幼稚園及び小中学校が川俣町内に開設された。また、本件事故後、農産物や原乳の出荷が制限されていたが、平成23年5月に一定の品目については、出荷制限が解除された。さらに、同年中には、夏祭りが開催されたり、運動会や駅伝大会が開催されたりした。（乙B313の1ないし13）

(11) 国見町

国見町における活動再開等の状況は以下のとおりである。

本件地震により町役場が使用不能になるなどしたが、仮設住宅が建てられ、平成23年6月頃には、8割は町民が、2割は飯館村からの避難者が居住して

いた。米については、植え付けが 10 日ほど遅れたものの、植え付け及び収穫が行われた。また、同年中に、お祭りが開催されたり、運動会が開催されたりした。（乙B311の4・6・9・10、弁論の全趣旨）

(12) 白河市

白河市における活動再開等の状況は以下のとおりである。

本件地震によりインフラ被害が発生したが、水道については平成23年3月24日におおむね復旧し、同年4月6日から小中学校の新学期が始まった。また、同年中には、夏祭りが開催されたり、マラソン大会が開催されたりした。

（乙B271、350の1・3・4）

(13) 伊達市

伊達市における活動再開等の状況は以下のとおりである。

本件地震によるインフラ被害が発生したが、電気については平成23年3月14日、水道については同月21日に市内全域で復旧し、同月21日から行われた市内の水道水の放射性物質量の調査では、同年6月9日以降放射性物質は検出されず、井戸水については同月7日以降に行われた放射性物質の調査の結果、放射性物質は検出されなかった。また、平成23年夏にはマラソン大会やコンサートが開催された。さらに、平成24年3月に伊達市復興計画が策定され、社会基盤等の復旧が進められている。（乙B432、433、434の2、乙B435の3）。

第3 賠償に関する各種基準の概要

1 中間指針

平成23年4月11日、原賠法18条1項に基づき、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という。）が設置された。

原賠審は、平成23年8月5日、避難指示等に係る損害について、中間指針を策定し、以下のような指針を示した（乙B1の1）。

(1) 検査費用

本件事故の発生以降、①本件事故が発生した後に、福島第一原発から半径20km圏内、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び南相馬市が独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した区域（以下、併せて「避難等対象区域」という。）内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外への滞在を余儀なくされた者（ただし、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。）、②本件事故発生時に避難指示等対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの、引き続き避難等対象区域外への滞在を余儀なくされた者又は③屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた者（以下、①ないし③の者を併せて「避難等対象者」という。）のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線へのばく露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。）は、賠償すべき損害と認められる。

(2) 避難費用

ア 避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

（ア） 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用

（イ） 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下「宿泊費等」という。）

（ウ） 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その增加費用

イ 避難費用の損害額算定方法は、以下のとおりとする。

（ア） 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額

とするのが合理的な算定方法と認められる。ただし、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

- (イ) 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記(6)ア(ア)又は(イ)の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。
- (ウ) 避難指示等の解除等（指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。）から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

(3) 一時立入費用

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(4) 帰宅費用

避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(5) 生命・身体的損害

避難等対象者が被った以下のものが、賠償すべき損害と認められる。

- ア 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等
- イ 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

(6) 精神的損害

ア 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（生命・身体的損害を伴わないものに限る。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

（ア） 避難指示等対象区域から実際に避難した上、引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には避難指示等対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

（イ） 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

イ 前記ア(ア)及び(イ)に係る精神的損害の損害額については、避難費用のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。そして、前記ア(ア)又は(イ)に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

ウ 前記ア(ア)の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を、以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

（ア） 本件事故発生時から6か月間（第1期）

第1期については、一人月額10万円を目安とする。

ただし、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避

難生活をした期間は、一人月額 12 万円を目安とする。

(イ) 第 1 期終了から 6 か月間（第 2 期）

第 2 期については、一人月額 5 万円を目安とする。

(ウ) 第 2 期終了から終期までの期間（第 3 期）

第 3 期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

エ 前記ア(ア)の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。

(ア) 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかるわらず、本件事故発生日である平成 23 年 3 月 11 日とする。ただし、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年 6 月 20 日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

(イ) 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

オ 前記ア(イ)の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成 23 年 6 月 19 日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人 10 万円を目安とする。

(7) 営業損害

ア 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）

を控除した額とする。

イ また、前記アの事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

ウ さらに、同指示等の解除後も、前記アの事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(8) 就労不能等に伴う損害

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記(7)の営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

(9) 財物価値の喪失又は減少等

財物につき、現実に発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。

ア 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

イ 前記アのほか、当該財物が対象区域内にあり、

(ア) 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質にばく露した場合,

又は

(イ) 前記(ア)には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合

には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

ウ 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質にばく露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

2 中間指針第一次追補

原賠審は、平成23年12月6日、自主的避難等に係る損害について、中間指針第一次追補を策定し、放射線被ばくへの恐怖や不安は、福島第一原発の状況が安定していない等の状況下で、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡等）の要素が複合的に関連して生じたと考えられ、少なくとも以下の区域においては、住民が放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱いたことに相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことに合理性があるとして、以下のとおりの指針を示した（乙B1の2）。

(1) 以下の福島県内の市町村のうち、避難指示等対象区域を除く区域を自主的避難等対象区域とする。

（県北地域）

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(県中地域)

郡山市, 須賀川市, 田村市, 鏡石町, 天栄村, 石川町, 玉川村, 平田村,
浅川町, 古殿町, 三春村, 小野町

(相双地域)

相馬市, 新地町

(いわき地域)

いわき市

(2) 本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。）を自主的避難等対象者とし、自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

ア 放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に区域外に居り引き続き区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。

(ア) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

(イ) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

(ウ) 避難及び帰宅に要した移動費用

イ 放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

(ア) 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

(イ) 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生

活費が増加した分があれば、その増加費用

(3) 具体的な損害額の算定の目安は以下のとおりである。

ア 自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円

イ 前記ア以外の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円

(4) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては次のとおりとする。

ア 中間指針の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、前記(3)に定める金額が(3)のア及びイにおける対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

イ 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針第一次追補の対象となる期間に応じた金額とする。

3 中間指針第二次追補

原賠審は、平成24年3月16日、中間指針第二次追補を策定し、以下のとおりの指針を示した（乙B1の3）。

(1) 政府による避難指示等に係る損害について

ア 避難費用及び精神的損害

(ア) 避難指示区域

避難指示区域内に本件事故発生時における生活の本拠としての住居があった者の避難費用及び精神的損害は、以下のとおりとする。

a 中間指針の「第2期」を、避難指示区域見直しの時点（避難指示等対象区域において、警戒区域又は計画的避難区域の指定が解除されて、避

難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域が設定される時点)まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。

- b 前記aの第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として引き続き中間指針のとおりとするが、宿泊費等が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。
- c 前記aの第3期における精神的損害の具体的な損害額(避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。)の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。
- (a) 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とする。
- (b) 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とした上、おおむね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。ただし、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。
- (c) 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円を目安とする。
- d 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

(イ) 旧緊急時避難準備区域

緊急時避難準備区域については、平成23年9月30日に解除されていることなどを踏まえ、当該区域内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

- a 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針のとおりとする。
- b 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- c 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。

(ウ) 特定避難勧奨地点

特定避難勧奨地点については、解除に向けた検討が開始されていることなどを踏まえ、当該地点に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

- a 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針のとおりとする。
- b 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- c 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3か月間を当面の目安とする。

イ 営業損害

営業損害については、中間指針で示したもののはか、次のとおりとする。

- (ア) 営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

(イ) 営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

ウ 就労不能等に伴う損害

就労不能等に伴う損害については、中間指針で示したもののはか、次のとおりとする。

(ア) 就労不能等に伴う損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

(イ) 就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

エ 財物価値の喪失又は減少等

財物価値の喪失又は減少等については、中間指針で示したもののはか、次のとおりとする。

(ア) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により 100 パーセント減少（全損）したものと推認することができるものとする。

(イ) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

(2) 自主的避難等に係る損害について

中間指針第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成 24 年 1 月以降に関しては、次のとおりとする。

ア 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ば

くへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

イ 前記アによって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として中間指針第一次追補で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

(3) 除染等に係る損害について

除染等に係る損害は、中間指針で示したもののはか、次のとおりとする。

ア 本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壤等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壤の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。

イ 住民の放射線被ばくの不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

4 中間指針第四次追補

原賠審は、平成25年12月26日、帰還困難区域は、現時点においても避難指示解除及び時期の具体的な見通しが立っておらず、避難指示が本件事故後6年を大きく超えて長期化することが見込まれている状況に鑑み、中間指針第四次追補を策定し、以下のとおりの指針を示した（乙B1の4）。

(1) 避難費用及び精神的損害について

避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

ア 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指

示解除準備区域については、中間指針第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に1000万円を加算し、この600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

- イ 前記ア以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。
- ウ 住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。
- エ 中間指針において、避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

(2) 住居確保に係る損害について

- ア 前記(1)アの賠償の対象者で、従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難（以下「移住等」という。）のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

- (ア) 住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用（ただし、後記(ウ)に掲げる費用を除く。）と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値（中間指針第二次追補の財物価値）との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

- (イ) 宅地（居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用（ただし、

後記(ウ)に掲げる費用を除く。)と本件事故発生時に所有していた宅地の事故前価値（中間指針第二次追補の財物価値）との差額。ただし、所有していた宅地面積が400m²以上の場合には、当該宅地の400m²相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は、所有していた宅地面積）に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)に伴う登記費用、消費税等の諸費用

イ 前記(1)アの賠償の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者のうち、移住等をすることが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した前記ア(ア)及び(ウ)の費用並びに(イ)の金額の75%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。

ウ 前記ア又はイ以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

(ア) 事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。）のために実際に発生した費用（ただし、後記(ウ)に掲げる費用を除く。）と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

(イ) 必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用

(ウ) (ア)及び(イ)に伴う登記費用、消費税等の諸費用

エ 従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

(ア) 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

(イ) 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の 8 年分

オ 前記アないしエの賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

5 避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方

経済産業省は、平成 24 年 7 月 20 日、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表し、以下のような考え方を示した（乙B9の1・2）。

(1) 不動産（住宅・宅地）に対する賠償

ア 基本的な考え方

(ア) 帰還困難区域においては、本件事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、本件事故発生時点から 6 年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。

居住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示の解除時期に応じた割合分は以下のとおり。

事故時点から 6 年経過以降：全損、5 年：6 分の 5、4 年：6 分の 4、3 年：半額（6 分の 3）、2 年：6 分の 2

(イ) 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払をすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。

解除の見込み時期は、事前に特別の決定がない場合には、居住制限区域であれば本件事故発生時点から 3 年、避難指示解除準備区域であれば本件事故発生時点から 2 年を標準とする。

イ 事故発生前の価値の算定

(ア) 宅地については、固定資産税評価額に 1.43 倍の補正係数を乗じて本件事故発生前の時価相当額を算定する。

(イ) 住宅については、固定資産税評価額を基に算定する方法と建築着工統計

に基づく平均新築単価を基に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

a 固定資産税評価額に補正係数を乗じて事故前価値を算定する方法

(a) 当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定する。

I まず、事故前の固定資産税評価額を基に経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定する。

II 次に、Iで算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため1.7倍の補正係数を乗じる。

III さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年数に応じた補正係数を乗じる。

(b) その上で、公共用地の収用時の耐用年数（木造住宅の場合は48年）を基準とし、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には20%の下限を設ける。

(c) 外構・庭木については(a)で算定した時価相当額の15%として価値を推定しつつ、そのうち庭木分として5%は経年による償却を行わないこととする。

b 建築着工統計による平均新築単価から事故前価値を算定する方法

(a) 建物の居住部分については、建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価を基に、上記aと同じ減価償却、残存価値の下限、外構・庭木の評価を適用して、事故発生前の価格を算定する。

(b) その際、築年数が48年以上経過した建物の居住部分については、最低賠償単価（約13.6万円／坪）を適用する。

c 個別評価

土地・建物について、様々な事情により、上記a及びbの算定方法が適用できない場合には、別途個別評価を行う。その際、契約書等から実

際の取得価格を確認し賠償額の算定に用いる方法なども検討する。

ウ 住宅の修復費用等

住宅について、早期に修繕等を行いたいという要望も強いことから、基準公表後、建物の賠償の一部前払として、建物の床面積に応じた修復費用等を速やかに先行払することとする。

(2) 家財に対する賠償

家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されることなどから、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。

損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

(次の表の4, 5段目の欄の数の単位：万円)

以下の家族構成以外の場合も構成人数に応じて定額を算定

| 世帯人数 | 1名 | 2名 | 3名 | | 4名 | | 5名 | |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 大人 | 1名 | 2名 | 2名 | 3名 | 2名 | 4名 | 3名 | 5名 |
| 子供 | — | — | 1名 | — | 2名 | — | 2名 | — |
| 帰還困難区域 | 325 | 595 | 635 | 655 | 675 | 715 | 735 | 775 |
| 居住制限区域 | | | | | | | | |
| 避難指示解除 準備区域 | 245 | 445 | 475 | 490 | 505 | 535 | 550 | 580 |

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

ア 営業損害・就労不能損害の一括払

従来の一定期間ごとにおける実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。

(ア) 農林業についての一括払の算定期間は、平成24年1月分から平成28年12月分まで（5年分）とする。ただし、平成24年1月分から同年

6月分までについて既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

(イ) その他の業種についての一括払の算定期間は、平成24年3月分から平成27年2月分まで（3年分）とする。ただし、平成24年3月分から同年6月分までについて既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

(ウ) 給与所得についての一括払の算定期間は、平成24年3月分から平成26年2月分まで（2年分）とする。ただし、平成24年3月分から同年5月分までについて支払われたか、又は支払われる予定のある額があるときには、その額を控除した額とする。

イ 営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払の算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

ウ 帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払の対象期間終了後の風評被害等についても別途賠償の対象とする。

(4) 精神的損害に対する賠償

ア 平成24年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円（2年分）、避難指示解除準備区域で120万円（1年分）を標準とし、一括払を行う。

イ 居住制限区域、避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が前記アの標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払を行う。その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする。

6 被告東電の賠償基準

(1) 被告東電は、平成23年8月5日に原賠審において策定された中間指針を踏まえ、同月30日付けプレスリリースにより、避難等対象者に対する避難

生活等による精神的損害について、次のとおりの賠償基準を公表した(乙B40)。

ア 平成23年3月11日から同年8月31日まで

1人当たり月額10万円又は12万円

イ 平成23年9月1日から平成24年2月29日まで

1人当たり月額5万円

(2) 被告東電は、平成23年11月24日付けプレスリリースにより、避難等対象者に対する避難生活等による精神的損害(対象期間：平成23年9月1日から平成24年2月29日まで)について、以下のとおり、賠償基準を見直すことを公表した(乙B41)。

ア 見直し前

1人当たり月額5万円

イ 見直し後

1人当たり月額10万円又は12万円

(3) 被告東電は、中間指針第一次追補を踏まえ、平成24年2月28日付けプレスリリースにより、本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者に係る自主的避難等に係る損害について、次のとおりの賠償基準を公表した(乙B13)。

ア 18歳以下であった者(誕生日が平成4年3月12日から平成23年12月31日までの者)及び妊婦(平成23年3月11日から同年12月31日までの間に妊娠していた期間のある者)

対象期間 平成23年3月11日から同年12月31日まで

賠償金額 一人当たり40万円

イ 上記ア以外の者

対象期間 平成23年3月11日から同年4月22日まで

賠償金額 一人当たり8万円

(4) 被告東電は、平成24年6月11日付けプレスリリースにより、福島県県南地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）における自主的避難等に係る損害について、次のとおりの賠償基準を公表した（乙B60）。

ア 対象者

本件事故発生時に福島県県南地域に生活の本拠としての住居があった者で、18歳以下であった者（誕生日が平成4年3月12日から平成23年12月31日までの者）及び妊娠していた者（平成23年3月11日から同年12月31日の間に妊娠していた期間があった者）

イ 対象期間

平成23年3月11日から同年12月31日まで

ウ 賠償金額

一人当たり20万円

(5) 被告東電は、中間指針第二次追補等を踏まえ、平成24年6月21日付けプレスリリースにより、旧緊急時避難準備区域内に生活の本拠としての住居があった者について、当該区域からの避難の有無や帰還した時期にかかわらず、精神的損害に係る賠償金として、1人当たり月額10万円を支払うことを公表した（乙B7）。

(6) 被告東電は、中間指針第二次追補及び「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、平成24年7月24日付けプレスリリースにより、以下のとおり、避難指示区域における賠償基準を公表した（乙B43）。

ア 財物に係る賠償について

(ア) 宅地・建物（外構を含む）に係る賠償

本件事故発生当時に避難指示区域内に宅地・建物を所有していた者に對し、当該財物価値の喪失又は減少分を賠償する。

ア 帰還困難区域

本件事故発生当時の財物価値を全額賠償する。算定方法は、以下の方法から選択できる。

(a) 次の算定式は、原則として平成22年度の固定資産税評価額を用いて宅地・建物の価値を算定する場合に適用する。

<宅地の賠償額算定式>

固定資産税評価額×宅地係数（1.43）

<建物の賠償額算定式>

固定資産税評価額×建物係数

(b) 次の算定式は、国土交通省が公表している建築着工統計調査報告に基づく平均新築単価を基礎として居住していた建物の価値を算定する場合に適用する。

<建物の賠償額算定式>

建築着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価×床面積(m²)

※宅地については前記(a)の賠償額算定方式を適用する。

(c) 前記(a), (b)の賠償額算定方式によることができない場合には、別途、個別評価を行い賠償する。なお、個別評価をした場合には、原則として、個別評価に基づき算定した賠償金を支払う。

b 居住制限区域、避難指示解除準備区域

上記aの考え方により本件事故発生当時の財物価値を算定した上で、避難指示の解除見込み時期に応じた避難指示期間割合を乗じて算定した金額を賠償する。

なお、避難指示解除の時期が、当初設定した避難指示の解除見込み時期を超えた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加して支払う。

(イ) 家財に係る賠償

本件事故発生当時に避難指示区域内の建物に家財を所有していた者を対象に、避難に伴い発生したと想定される家財の損害を世帯人数・家族構成ごとに定額で賠償する。なお、帰還困難区域については、避難指示期間中の立入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されることなどから、他の区域と比較して一定程度賠償額を高く設定する。

また、実際の損害総額が定額を上回ると想定される場合については、別途、個別評価による賠償方法を選択できる。

イ 精神的損害（避難に伴う生活費の増分を含む。）について（将来分を含めた一定期間に発生する全ての損害項目に対する賠償金を包括して請求する場合）

(ア) 帰還困難区域

1人当たり600万円（対象期間：平成24年6月1日から平成29年5月31日まで）

(イ) 居住制限区域

1人当たり240万円（対象期間：平成24年6月1日から平成26年5月31日まで）

(ウ) 避難指示解除準備区域

1人当たり120万円（対象期間：平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）

(エ) 避難指示の解除見込み時期が決定された場合には、その期間に応じた金額を支払う。また、避難指示解除までに要する期間が長引いた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加して支払う。

(7) 被告東電は、中間指針第二次追補及び「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、平成24年7月24日付けプレスリリースにより、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市の一部地域及び特定

避難勧奨地点に住居があった者の精神的損害（避難に伴う生活費の増分を含む。）について、次のとおりの賠償基準を公表した（乙B27）。

ア 旧緊急時避難準備区域（将来分を含めた一定期間に発生する全ての損害項目に対する賠償金を包括して請求する場合）

（ア）対象期間を平成24年6月1日から同年8月31日までとし、当該期間分の精神的損害に対する賠償金として、1人当たり30万円を支払う。

（イ）中学生以下の者については、学校などの再開状況を踏まえ、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として、1人当たり35万円（月額5万円）を支払う。

（ウ）通院交通費等の生活費の増加分については、インフラの復旧状況等を踏まえ、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の増加分として一人当たり20万円を支払う。

イ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域又は南相馬市の一帯地域に早期に帰還した者や本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けた者に対し、対象となる期間（旧緊急時避難準備区域については平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、旧屋内退避区域及び南相馬市の一帯地域については平成23年3月11日から同年9月30日まで）において精神的損害が支払われていない期間に応じて、1人当たり月額10万円を支払う。

（8）被告東電は、平成24年8月13日付けプレスリリースにより、本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一帯地域に生活の本拠としての住居があった者のうち、本件事故発生により避難した後、以下の対象期間の中途で帰還し、又は本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けたことなどにより、以下の対象期間において、避難生活等による精神的損害に係る賠償金を受領していない期間のある者の損害を賠償することを公表した（乙B48）。

ア 対象期間

(ア) 旧緊急時避難準備区域

平成23年3月11日から平成24年2月29日まで

(イ) 旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域

平成23年3月11日から同年9月30日まで

イ 賠償金額

一人当たり月額10万円

ウ 対象となる損害

避難等によって被った精神的苦痛に対する損害

避難生活等による生活費の増加費用

(9) 被告東電は、中間指針第一次追補及び中間指針第二次追補を踏まえ、平成24年12月5日付けプレスリリースにより、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居のあった者並びに福島県県南地域及び宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者の自主的避難等に係る損害について、以下のとおり、追加の賠償を実施することを公表した（乙B14）。

ア 自主的避難等対象区域

(ア) 精神的損害等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日までの間の以下の損害

(a) 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

(b) 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び生活費が増加した分があればその増加費用

b 賠償対象者及び賠償金額

本件事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者で平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び上記期間に妊娠していた期間がある者並びに平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記各対象者から出生した者について、一人当たり8万円

(イ) 追加的費用等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

自主的避難等対象区域での生活において負担した追加的費用（清掃業者への委託費用など）

中間指針第一次追補に基づく賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

b 賠償対象者及び賠償金額

本件事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者及び平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者について、一人当たり4万円

イ 福島県県南地域及び宮城県丸森町

(ア) 精神的損害等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日までの間の以下の損害

(a) 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等

(b) 福島県県南地域又は宮城県丸森町に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、

正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び生活費が増加した分があればその増加費用

b 賠償対象者及び賠償金額

平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び上記期間に妊娠していた期間がある者並びに平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記各対象者から出生した者について、一人当たり4万円

(イ) 追加的費用に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

(a) 福島県県南地域又は宮城県丸森町での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）

(b) 中間指針第一次追補に基づく賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

b 賠償対象者及び賠償金額

本件事故発生時に福島県県南地域又は宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者及び平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者について、一人当たり4万円

(10) 被告東電は、平成25年2月13日付けプレスリリースにより、以下のとおり、避難等対象区域の者並びに福島県県南地域及び宮城県丸森町の者に対する自主的避難等に係る損害に対する追加の賠償を行うことを公表した（乙B62）。

ア 避難等対象区域の者

(ア) 精神的損害等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日までの間の以下の損害

(a) 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等

(b) 避難等対象区域又は自主的避難対象区域に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等

b 対象者

本件事故発生時に避難等対象区域に生活の本拠としての住居があり、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に避難等対象区域又は自主的避難等対象区域に避難又は滞在した者のうち、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び同期間に妊娠していた期間がある者並びに平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記各対象者から出生した者

c 賠償金額

一人当たり8万円

(イ) 追加的費用等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

避難等対象区域での生活において負担した追加的費用等（清掃業者への委託費用など）

b 対象者

本件事故発生時に旧屋内退避区域及び南相馬市の一帯地域に生活の本拠としての住居があった者及び平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者

c 賠償金額

一人当たり4万円

イ 福島県県南地域及び宮城県丸森町の者

(ア) 精神的損害等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日までの間の以下の損害

- (a) 自主的避難を行った場合、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等
- (b) 福島県県南地域又は宮城県丸森町に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び生活費が増加した分があればその増加費用

b 対象者

本件事故発生時に福島県県南地域又は宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者のうち、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び同期間に妊娠していた期間がある者並びに平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者

c 賠償金額

一人当たり4万円

(イ) 追加的費用等に対する賠償

a 賠償の対象となる損害

福島県県南地域又は宮城県丸森町での生活において負担した追加的費用（清掃業者への委託費用など）

前回の賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用

b 対象者

本件事故発生時に福島県県南地域又は宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者及び平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記の者から出生した者

c 賠償金額

一人当たり4万円

(1) 被告東電は、平成25年3月29日付けプレスリリースにより、以下のとおり、家財の賠償を行うことを公表した（乙B12）。

ア 賠償の対象となる損害

本件事故発生時点において避難指示区域内に住宅に所有していた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額及び避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費

イ 対象者

本件事故発生時点において避難指示区域内に居住していた者及び避難指示区域外に居住されていたものの避難指示区域内に住宅を所有又は賃借していた者

ウ 賠償金額

(ア) 避難指示区域内に居住していた者に対する定型賠償

a 一般家財の賠償

本件事故発生時点の世帯人数及び家族構成に応じて以下のとおり金額を設定した。

| 世帯構成 | 単身世帯の場合（定額） | 複数人世帯の場合（世帯基礎額+家族構成に応じた加算額） |
|------|-------------|-----------------------------|
| | 学生 | 加算額 |
| | | |

| 居住していた場所 | | | 世帯基礎額 | 大人1人当たり | 子供1人当たり |
|------------|-------|------|-------|---------|---------|
| 帰還困難区域 | 325万円 | 40万円 | 475万円 | 60万円 | 40万円 |
| 居住制限区域 | 245万円 | 30万円 | 355万円 | 45万円 | 30万円 |
| 避難指示解除準備区域 | | | | | |

b 高額家財の賠償

避難等に伴う管理不能等により1品当たりの購入金額が30万円以上の家財が毀損した場合、修理清掃費用相当額として、前記aとは別に1世帯当たり20万円を支払う。

(イ) 避難指示区域外に居住していた者に対する定型賠償

本件事故発生時点において避難指示区域内に自己使用目的で所有していた家財に管理不能等による毀損が発生した場合は、修理清掃費用相当額として、所有者1人当たり10万円を支払う。

(12) 被告東電は、平成25年11月29日付けプレスリリースにより、以下のとおり、田畠に係る財物賠償を開始することを公表した(乙B11, 248)。

ア 対象財産及び損害

本件事故発生時に避難指示区域内に所有していた田畠

本件事故による避難等に伴い、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分を賠償の対象とする。

イ 賠償金額

賠償金額=時価相当額×避難指示期間割合(本件事故発生時から避難指示の解除見込み時期までの月数を分子、72か月を分母として算定した数値。ただし1を上限とする。)×持分割合+諸費用(定額1万円とし、1万円を超える場合には合理的な範囲の実費)

時価相当額については、以下の算定式により算定する。

(ア) 一般田畠の場合

時価相当額 = (社) 福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づく評価額
単価 (円／m²) × 対象地の面積 (m²)

(イ) 一般田畠のうち都市計画法により用途地域に指定されている地域内に
存在する田畠

時価相当額 = 標準宅地の評価額単価 (円／m²) × 区分に応じて設定した
宅地価格に対する価値割合 (%) × 対象地の面積 (m²)

(ウ) 介在田畠 (農地転用許可を受けている未転用の田畠)

時価相当額 = { (社) 福島県不動産鑑定士協会が個別に標準宅地より比
較評価した評価額単価 (円／m²) - 宅地造成費相当額 (300円／m²) }
× 対象地の面積 (m²)

(13) 被告東電は、平成26年1月17日付けプレスリリースにより、本件事故発
生時において避難等対象区域内に生活の本拠を有していた者で、避難等を余儀
なくされた要介護者等への避難生活等による精神的損害の賠償について、以下
のとおり賠償を増額することを公表した (乙B244)。

ア 要介護状態等にある者 (介護保険被保険者証により要介護5ないし1の認
定を受けていることが確認できる者、身体障害者手帳により身体障害者等級
1ないし6級の認定を受けていることが確認できる者、精神障害者保健福祉
手帳により精神障害等級1ないし3級の認定を受けていることが確認でき
る者、療育手帳により障がいの程度A又はBの認定を受けていることが確認
できる者)

要介護状態に応じて月額1万円から2万円

イ 恒常に介護が必要な者 (介護保険被保険者証により要介護5又は4の認
定を受けていることが確認できる者、身体障害者手帳により身体障害者等級
1級又は2級の認定を受けていることが確認できる者、精神障害者保健福祉
手帳により精神障害等級1級の認定を受けていることが確認できる者、療育
手帳により障がいの程度Aの認定を受けていることが確認できる者) を介護

している者

一人当たり月額1万円

(14) 被告東電は、平成26年2月24日付けプレスリリースにより、平成26年3月以降の就労不能損害及び避難指示解除後の帰還に伴う就労不能損害について、以下のとおり賠償を実施することを公表した（乙B372）。

ア 平成26年3月以降の就労不能損害

(ア) 対象者

本件事故発生時点において避難指示区域内に生活の本拠又は勤務先があつた者のうち、以下のいずれかに該当する者

- a 本件事故に伴う避難によって就労が困難となり、減収となった給与所得者又は失業状態となった給与所得者で就労意思のある者
- b 本件事故発生時点において就職・復職を予定していた者で、本件事故に伴う避難によって当該予定先への就労が困難となり、減収となった者又は失業状態となった者で就労意思のある者

(イ) 対象となる損害

- a 就労できなくなり、収入が無くなつたことによる減収額
- b 収入が減少した場合の本件事故発生前の収入との差額
- c 本件事故発生時点において就職・復職を予定していた会社から得られたであろう収入が無くなつたことによる減収額
- d 避難等対象区域内にあつた勤務先が本件事故により移転・休業等を余儀なくされたために勤務先の変更又は転職等を余儀なくされた場合に負担した通勤交通費増加額若しくは避難を余儀なくされたことによる通勤交通費増加額

(ウ) 対象期間

平成26年3月1日から平成27年2月28日までの12か月間を上限とする。

イ 避難指示解除後の帰還に伴う就労不能損害

(ア) 対象者

本件事故発生時点において避難指示区域内に生活の本拠があった者で、避難指示解除後相当期間内に帰還した者のうち、以下のいずれかに該当する者

- a 帰還に伴う就労環境の変化によって就労が困難となり、減収となった給与所得者又は失業状態となった給与所得者で就労意思のある者
- b 本件事故発生時点において就職・復職を予定していた者で、帰還に伴う就労環境の変化によって当該予定先への就労が困難となり、減収となった者又は失業状態となった者で就労意思のある者

(イ) 対象となる損害

帰還に伴う就労環境の変化により生じた以下の損害

- a 就労できなくなり、収入が無くなことによる減収額
- b 収入が減少した場合の本件事故発生前の収入との差額
- c 本件事故発生時点において就職・復職を予定していた会社から得られたであろう収入が無くなことによる減収額
- d 帰還後に勤務先の変更又は転職等を余儀なくされた場合に負担した通勤交通費増加額

(ウ) 対象期間

帰還後損害が初めて発生した月から12か月間を上限とする。

ウ 賠償金額

本件事故がなければ得られたであろう収入から実際に得られた収入を差し引いた金額

通勤交通費の增加分として、本件事故後の通勤交通費から本件事故前の通勤交通費を差し引いた金額

(15) 被告東電は、中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年3月26日付けプレ

スリリースにより、移住を余儀なくされたことによる精神的損害について、以下のとおり、賠償を実施することを公表した（乙B44）。

ア 対象者

- (ア) 本件事故発生時点において生活の本拠が帰還困難区域、大熊町又は双葉町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域にあり、避難等を余儀なくされ、かつ
(イ) 避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうち、いずれか早い時点において避難等対象者である者

イ 対象となる損害

本件事故に伴い長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等による損害（将来分を含む。）

ウ 賠償金額

一人当たり700万円

- (16) 被告東電は、中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年3月26日付けプレスリリースにより、避難指示解除後の相当期間（1年間）に発生する損害について、以下のとおり、賠償することを公表した（乙B45）。

ア 対象者

本件事故発生時点において居住制限区域又は避難指示解除準備区域（ただし、いずれも大熊町及び双葉町を除く。）のうち、避難指示が解除された区域に生活の本拠があった者

イ 対象となる損害及び賠償金額

- (ア) 避難生活等による精神的損害

一人当たり120万円（相当期間分を一括で支払う場合）

一人当たり月額10万円（相当期間終了まで3か月ごとに支払う場合）

- (イ) 避難・帰宅等に係る費用相当額

18万5000円（相当期間分を一括で支払う場合）

負担した実費のうち必要かつ合理的な範囲の金額（相当期間終了まで3か月ごとに支払う場合）

(ウ) 家賃に係る費用相当額

負担した家賃（家賃補助額を控除）のうち必要かつ合理的な範囲の金額

(17) 被告東電は、中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年4月30日付けプレスリリースにより、避難指示区域に住宅を所有して居住していた者の住居確保に係る費用について、以下のとおり、賠償することを公表した（乙B249）。

ア 自ら所有する建物に居住していた者に対する住居確保損害の賠償について

(ア) 対象者及び対象となる費用について

a 帰還する場合

(a) 対象者

本件事故発生時点において帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（以下「移住を余儀なくされた区域」という。）以外の避難指示区域に住宅を所有して居住していた者のうち、管理不能に起因する建替え・修繕が必要である者

(b) 対象となる費用

建築物、構築物・庭木に係る建替え・修繕費用、建替えに要した解体費用及び建替え・修繕に係る登記費用、消費税等の諸費用のうち、必要かつ合理的な範囲内の費用

b 移住する場合

(a) 対象者

本件事故発生時点において移住を余儀なくされた区域に住宅を所有して居住していた者

本件事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内にある住宅を所有して居住していた者のうち、移住をすることが合理的と認められる者

(b) 対象となる費用

建築物、構築物・庭木及び宅地に係る再取得費用及び再取得に係る登記費用、消費税等の諸費用のうち必要かつ合理的な範囲内の費用

(イ) 賠償金額について

実際に負担した費用が、支払済みの「宅地・建物・借地権」の賠償金額を超過した場合の超過分について、賠償上限金額の範囲内で支払う。

(ウ) 賠償上限金額について

「宅地・建物・借地権」の賠償金額と下記の算定方法により対象資産ごとに算定される金額を合算した額を賠償上限金額とする。なお、住宅については、「宅地・建物・借地権」の賠償における時価相当額と賠償金額の差額分を加算して、賠償上限金額を算定する。

賠償上限金額の算定対象資産は、本件事故発生時点において居住していた住所に所在する、同一地番内の建築物（特定の高額な設備等を含む。）、構築物・庭木及び宅地とする。

建築物については、原則として居住部分を賠償対象とするが、課税情報の用途が「併用」や居住用用途以外の場合でも、床面積が 250 m^2 以内であれば、床面積の全てを居住部分であるとみなして算定する。

a 帰還する場合

(a) 住宅

(算定対象資産の想定新築価格－算定対象資産の時価相当額) × 7
5 %

住宅が地震及び津波による損害を受けている場合、想定新築価格及び時価相当額からその損害を控除して、賠償上限金額を算定する。

(b) 諸費用

登記費用（申請に係る手数料を含む。），消費税等の住居確保に係る必要かつ合理的な範囲内の費用

b 移住する場合

(a) 住宅

帰還する場合と同じ。

(b) 土地

従前の宅地面積（ 250m^2 を上限）×3万8000円／ m^2 －従前の宅地面積（ 400m^2 を上限）×従前の宅地単価

移住を余儀なくされた区域以外に居住していた者で、移住をすることが合理的である場合は、上記算定式に75%を乗じる。

(c) 諸費用

帰還する場合と同じ。

イ 借家に居住していた者に対する住居確保損害の賠償について

(ア) 対象者について

本件事故発生時点において、避難指示区域内の借家に居住していた者

(イ) 対象となる費用について

移住・帰還する先での新たな住居を確保するための費用として、以下の費用を支払う。

a 新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額

b 新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額（8年分）

(ウ) 賠償金額について

帰還又は移住する先の住所に応じて、中間指針第四次追補を踏まえ、福島県都市部の借家の平均的な家賃と避難指示区域内の借家の平均的な家賃を基に算定した賠償金を、本件事故発生時点の世帯の人数に応じて定額で支払う。

a 避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合

新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合は10万円（世帯人数が一人増えるごとに1万円を加算）

なお、避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合、本件事故発生時点と同等の家賃水準となることが見込まれることを踏まえ、上記の賠償金には、新たな借家と本件事故発生時点の借家との家賃差額相当額は含まれていない。ただし、本件事故発生時点の借家の家賃が低廉であって、新たな家賃との差額が発生する場合には、負担した家賃の差額を必要かつ合理的な範囲内で支払う。

b 避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とする場合

新たな借家と本件事故発生時点の借家との家賃差額相当額（8年分）及び新たに入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合162万円（世帯人数が一人増えるごとに61万円を加算）

(18) 被告東電は、平成26年9月18日付けプレスリリースにより、避難指示区域内の宅地・田畠以外の土地及び立木に係る財物賠償について、以下のとおり賠償を行うことを公表した（乙B381）。

ア 宅地・田畠以外の土地に係る財物賠償

(ア) 対象者

本件事故発生時点において、賠償の対象となる資産を所有していた個人及び中小法人並びに本件事故発生以降に相続により賠償の対象となる資産を取得し相続登記した者等

(イ) 対象となる資産

本件事故発生時点において、避難指示区域内に所有していた宅地・田畠以外の土地を、「準宅地」「事業地」「山林の土地」「原野等の土地」に分類して賠償の対象とする。

(ウ) 対象となる損害

本件事故による避難等に伴い、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分

(エ) 賠償金額

賠償金額=時価相当額×避難指示期間割合×持分割合+諸費用

時価相当額については、以下の算定式により算定する。

a 準宅地

時価相当額=宅地の価格水準を基に土地ごとに評価した単価(円/ m^2) × 対象地の面積(m^2)

b 事業地

時価相当額=土地ごとの特性に応じて評価した単価(円/ m^2) × 対象地の面積(m^2)

c 山林の土地、原野等の土地

時価相当額=状況類似地区ごとに設定した単価(円/ m^2) × 対象地の面積(m^2)

イ 立木に係る財物賠償

(ア) 対象者

前記ア(ア)と同じ。

(イ) 対象となる資産

本件事故発生時点において、避難指示区域内に所有していた市場価値のある立木(販売が見込まれる立木)

(ウ) 対象となる損害

本件事故による避難等に伴い、商品として出荷が困難となることから、土地に定着している状態で伐採後の市場価値が全て失われたものとして賠償する。

(エ) 賠償金額

賠償金額=時価相当額×持分割合+諸経費

時価相当額については、以下の算定式により算定する。

a 人工林

時価相当額=人工林単価（100円／m²）×対象地の面積（m²）

b 時価相当額=天然林単価（300円／m²）×対象地の面積（m²）

- (19) 被告東電は、平成27年2月25日付けプレスリリースにより、避難指示区域内の家財に係る賠償について、以下のとおり賠償することを公表した（乙B 375, 383）。

ア 対象者

家財定型賠償を合意した者のうち、家財に生じた損害を個別に積み上げた合計金額が定型賠償金額を超える者

イ 対象となる資産

本件事故発生時点において避難指示区域内に個人が所有する家財のうち、持ち出すことができずに本件事故発生以降も住宅に残されている家財を対象とし、高額家財は一品当たりの購入金額が30万円（税込）以上の家財、一般家財は一品当たりの購入金額が30万円（税込）未満の家財として分類する。

ウ 対象となる損害

持ち出すことができずに財物価値が喪失した家財の本件事故時点の時価相当額又は避難等による管理不能に伴い財物価値が減少した家財の原状回復費用（実費）を対象とするが、時価相当額については、原則として、高額家財及び一般家財の購入金額にそれぞれの時間経過に伴い低減した価値を控除した金額とする。

エ 賠償金額

(ア) 避難指示区域内に居住していた者

賠償金額=（高額家財の時価相当額・原状回復費用－高額家財の定型賠償金額）+（一般家財の時価相当額・原状回復費用－一般家財の定型賠償

金額) + 諸費用

(イ) 避難指示区域外に居住していた者

賠償金額 = (高額家財の時価相当額・原状回復費用) + (一般家財の時価相当額・原状回復費用) - 定型賠償金額 + 諸費用

(ロ) 被告東電は、平成27年6月17日付けプレスリリースにより、法人及び個人事業主に対する営業損害賠償等について、以下のとおり、賠償を行うことを公表した(乙B245)。

ア 避難指示区域

(ア) 対象者

避難指示区域において事業を営んでいた法人及び個人事業主のうち、避難指示等に伴い平成27年3月以降も被害の継続が認められる者

(イ) 対象となる損害

- a 従前事業の商圈を喪失したことなどに伴い、帰還や移転、転業、就労等に係る平成27年3月以降の将来にわたる損害(避難指示や風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する本件事故と相当因果関係が認められる損害を含む。)
- b 本件事故に伴い支出を余儀なくされた追加的費用
- c 事業用資産に係る修復費用及び廃棄費用

(ウ) 賠償金額

- a 平成27年3月以降の将来にわたる損害については減収率100%の年間逸失利益の2倍
- b 追加的費用については実費のうち必要かつ合理的な範囲の費用
- c 事業用資産に係る修復費用については、修復費用の実費額が財物賠償での賠償金額を超過した場合、時価相当額と財物賠償での賠償金額の差額の範囲内での超過分
- d 廃棄費用については、財物賠償の対象資産が修復できない場合、実費

のうち必要かつ合理的な範囲の費用

イ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一
部区域

(ア) 対象者

a 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一
部区域で事
業を営んでいた法人及び個人事業主のうち、本件事故により休業を余儀
なくされ平成27年3月以降も被害の継続が認められる事業者

b 平成27年8月以降、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南
相馬市の一
部区域で本件事故により減収を被った事業者

(イ) 対象となる損害

a 休業の継続を余儀なくされた事業者

従前事業の商圈を喪失したことなどに伴い、転業や就労等に係る平成
27年3月以降の将来にわたる損害（避難指示等により事業に支障が生
じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する本件事故と相当
因果関係が認められる損害を含む。）

本件事故に伴い支出を余儀なくされた追加的費用

b 減収を被った事業者

平成27年8月以降の本件事故と相当因果関係が認められる減収相
当分（本件事故と相当因果関係が認められる事由により生じた逸失利益
等、将来減収として顕在化する損害を含む。）

本件事故に伴い支出を余儀なくされた追加的費用

(ウ) 賠償金額

a 休業を余儀なくされた事業者

平成27年3月以降の将来にわたる損害については減収率100%
の年間逸失利益の2倍

追加的費用については実費のうち必要かつ合理的な範囲の費用

b 減収を被った事業者

平成27年8月以降将来にわたり発生する本件事故と相当因果関係が認められる減収相当分として、直近の減収に基づく年間逸失利益の2倍

追加的費用については実費のうち必要かつ合理的な範囲の費用

ウ 避難等対象区域外

(ア) 対象者

平成27年8月以降、避難等対象区域外で事業を営んでいる事業者のうち、風評被害等本件事故と相当因果関係が認められる減収を被っている者

(イ) 対象となる損害

a 平成27年8月以降の風評被害等本件事故と相当因果関係が認められる減収相当分（本件事故と相当因果関係が認められる事由により生じた逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含む。）

b 本件事故に伴い支払を余儀なくされた追加的費用

(ウ) 賠償金額

a 平成27年8月以降将来にわたり発生する本件事故と相当因果関係が認められる減収相当分として、直近の減収に基づく年間逸失利益の2倍

b 追加的費用については実費のうち必要かつ合理的な範囲の費用

(21) 被告東電は、平成27年8月26日付けプレスリリースにより、本件事故発生当時における生活の本拠が避難指示解除準備区域及び居住制限区域（大熊町及び双葉町を除く。）内にあった者について、早期に避難指示が解除された場合においても、本件事故発生から6年後（平成29年3月）に避難指示が解除される場合と同等の精神的損害の賠償を行うために、賠償対象期間を、本件事故発生後6年に相当期間1年を加えた平成30年3月までと見直すことを公表した（乙B47）。

(22) 被告東電は、平成28年12月26日付けプレスリリースにより、農林業者

の平成29年1月以降の営業損害等について、以下のとおり、賠償を行うことを公表した（乙B380）。

ア 避難指示区域内

(ア) 対象者

避難指示区域において農林業を営んでいた法人及び個人事業主のうち、避難指示等に伴い平成29年1月以降も被害の継続が認められる者

(イ) 対象となる損害

a 従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等に伴う帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に係る平成29年1月以降の損害（避難指示や出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する本件事故と相当因果関係が認められる損害を含む。）

b 本件事故に伴い支出を余儀なくされた追加的費用

(ウ) 賠償金額

a 平成29年1月以降の損害については、年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額

b 追加的費用については、実費のうち必要かつ相当な範囲

イ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部区域

(ア) 出荷制限指示等

a 対象者

以下のいずれかの項目に該当する法人及び個人事業主

(a) 旧緊急時避難準備区域等で農林業を営んでいた農林業者のうち、平成29年1月以降も休業継続を余儀なくされた農林業者

(b) 政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を対象地域の耕作地等において生産していた農林業者のうち、平成29年1月以降も出荷制限指示等の継続が見込まれ、休業継続を余儀なくされている農林

業者

(c) 旧緊急時避難準備区域等で加工流通業、製造業、サービス業等を営んでいる事業者のうち、出荷制限指示等により実質的に農林業と同等の損害を被っている事業者

b 対象となる損害

(a) 従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等に伴う、転作、転業、就労、休業等に係る平成29年1月以降の損害（出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する本件事故と相当因果関係が認められる損害を含む。）

(b) 本件事故に伴い支出を余儀なくされた追加的費用

c 賠償金額

(a) 平成29年1月以降の損害については、直近の年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額

(b) 追加的費用については、実費のうち必要かつ相当な範囲

(イ) 風評被害

平成29年の1年間を目途として現行賠償を継続する。

ウ 避難等対象区域外

(ア) 出荷制限指示等

a 対象者

以下のいずれかの項目に該当する法人及び個人事業主

(a) 政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を対象地域の耕作地等において生産していた農林業者のうち、平成29年1月以降も出荷制限指示等の継続が見込まれ、休業継続を余儀なくされている農林業者

(b) 避難等対象区域外で加工流通業、製造業、サービス業等を営んでい

る事業者のうち、出荷制限指示等により実質的に農林業と同等の損害を被っている事業者

b 対象となる損害

(a) 従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等に伴う、転作、転業、就労、休業等に係る平成29年1月以降の損害（出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する本件事故と相当因果関係が認められる損害を含む。）

(b) 本件事故に伴い支出を余儀なくされた追加的費用

c 賠償金額

(a) 平成29年1月以降の損害については、直近の年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額

(b) 追加的費用については、実費のうち必要かつ相当な範囲

(イ) 風評被害

平成29年の1年間を目途として現行賠償を継続する。

(23) まとめ

以上の被告東電が公表した賠償基準等によれば、精神的損害に係る賠償額は、本件事故発生当時に生活の本拠があった以下の地域などに応じて、おおむね以下のとおりとなる。

ア 帰還困難区域、大熊町及び双葉町

(ア) 平成23年3月11日から平成24年5月まで月額10万円（平成23年3月分は1か月分として計算）の15か月分150万円

(イ) 平成24年6月から平成29年5月まで5年分600万円

(ウ) 中間指針第四次追補に基づく700万円

の合計1450万円

イ 旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域（解除された場合も含む。）
(大熊町、双葉町を除く。)

平成23年3月11日から平成30年3月31日まで月額10万円の8
5か月分850万円

ウ 旧緊急時避難準備区域

避難の有無を問わず、平成23年3月11日から平成24年8月31日ま
で月額10万円の18か月分180万円

平成24年9月1日時点で中学生以下であった者に対しては平成24年
9月1日から平成25年3月31日まで月額5万円の7か月分35万円を
追加賠償

エ 旧屋内退避区域及び南相馬市が一時避難を要請した地域

避難の有無を問わず、平成23年3月11日から同年9月30日まで月額
10万円の7か月分70万円

オ 特定避難勧奨地点（南相馬市）

避難の有無を問わず、平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後
おおむね3か月の平成27年3月31日まで月額10万円の49か月分4
90万円

カ 特定避難勧奨地点（川内村、伊達市）

避難の有無を問わず、平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後
おおむね3か月経過後の平成25年3月31日まで月額10万円の25か
月分250万円

キ 自主的避難等対象区域

自主的避難の有無を問わず、①平成23年3月11日から同年12月31
日まで、18歳以下であった者及び妊婦に対して40万円、②平成23年3
月11日以降本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日頃まで）につ
いて、子供及び妊婦以外の者に対して8万円、③平成24年1月1日から同

年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して8万円であり、18歳以下であった者及び妊娠以外の者は合計8万円、18歳以下であった者及び妊娠は合計48万円（妊娠時期等により16万円若しくは40万円）

ク 福島県県南地域及び宮城県丸森地域

自主的避難の有無を問わず、①平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して20万円、②平成24年1月1日から同年8月31日の間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して4万円

第4 放射線に関する知見等

1 ICRPの勧告の概要（甲B3ないし5, 96, 97, 99, 134, 乙B68, 丙B4, 6, 弁論の全趣旨）

(1) 国際放射線防護委員会（ICRP）は、1928年に設立された国際X線・ラジウム防護委員会が1950年に改組された組織である。ICRPは1959年に現在のシリーズにおける最初の報告書を発表し、これに続く全般的な勧告としては、1964年、1966年、1977年、1990年及び2007年に発表されているものなどがある。

ICRP勧告の目的は、被ばくに関連する可能性のある人の望ましい活動を過度に制限することなく、放射線被ばくの有害な影響に対する人と環境の適切なレベルでの防護に貢献することである。

ICRP勧告は、放射線被ばくによる健康への有害な影響を、「確定的影響」（高線量により確定的に生ずる細胞死又は細胞の機能不全等による影響又は障害）と「確率的影响」（比較的低い線量により確率的に生じる遺伝子（DNA）の突然変異等に起因するがん又は遺伝的影响）に分類している。

ICRP勧告は、約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の

増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定を置いている。この線量反応モデルは一般に直線しきい値なしモデル（以下「LNTモデル」という。）として知られている。そして、ICRPは、低線量放射線被ばくのリスクの管理に対して慎重な姿勢を示すものとして、LNTモデルを採用することとしたとしている。しかし、LNTモデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないとも述べられている。

なお、ICRPが勧告する放射線防護体系は、以下の原則に基づくものとしている。①放射線被ばくの状況を変化させるようなあらゆる決定は、害よりも便益が大となるべきである（正当化の原則）。②被ばくの生じる可能性、被ばくする人の数及び彼らの個人線量の大きさは、全ての経済的及び社会的要因を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く保つべきである（防護の最適化の原則）。③患者の医療被ばくを除く計画被ばく状況においては、規制された線源からのいかなる個人への総線量も、委員会が勧告する適切な限度を超えるべきでない（線量限度の適用の原則）。

(2) ICRP勧告は、被ばく状況を以下の3つに分類し、次のとおり防護の基準を定めている。

ア 計画被ばく状況（被ばくが生じる前に放射線防護を前もって計画することができる状況及び被ばくの大きさと範囲を合理的に予測できるような状況）

　計画被ばく状況の線量限度（計画被ばく状況において、個人がそれを超えて受けたはならない公衆被ばく線量）は1mSv／年である。

イ 緊急時被ばく状況（急を要する防護対策及び長期的な防護対策の履行が要求される可能性のある不測の状況）

　緊急時被ばく状況について計画する際、最適化のプロセスに参考レベルを適用すべきであり、緊急時状況において計画される最大残存線量の参考レベ

ルは、典型的には、予測線量20mSv／年ないし100mSv／年である。

ウ 現存被ばく状況（管理についての決定がされる時点で既に存在している状況）

現存被ばく状況の参考レベルは、予測線量1mSv／年ないし20mSv／年である。

2 本件事故に関する I C R P の勧告

I C R P は、平成23年3月21日、本件事故に関し、緊急時に公衆の防護のために、国の機関が最も高い計画的な被ばく線量として20ないし100mSvの範囲で参考レベルを設定するとした I C R P 2 0 0 7 年勧告を変更することなしに用いることを勧告した。また、必要な防護措置として、長期間の後には放射線レベルを1mSv／年へ低減するとして、参考レベル1mSv／年ないし20mSv／年の範囲で設定するとした I C R P 2 0 0 9 b を用いることを勧告した。（乙B 69）

3 本件事故後の我が国の放射線防護体制等

原子力安全委員会は、平成23年7月19日、「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」を公表した。そこでは、緊急時被ばく状況においては、計画的避難区域の設定に係る助言において、I C R P の 2 0 0 7 年勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルの範囲20mSv／年ないし100mSv／年の下限である20mSv／年を適用することが適切であると判断したこと、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況に移行後においては、防護措置の最適化のための参考レベルは、I C R P の 2 0 0 7 年勧告において適用することとされている参考レベルの範囲1mSv／年ないし20mSv／年のうち、長期的には年間1mSvを目標とすることなどが示された。（乙B 70）

平成23年11月11日に閣議決定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物

質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく基本方針も、土壤等の除染等の措置に係る目標値として、ICRPの2007年勧告、「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」（乙B70）等を踏まえて、自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（追加被ばく線量）が年間20mSv以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとし、追加被ばく線量が年間20mSv未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下となることをを目指すものとするとしている（乙B71）。

4 IAEA国際フォローアップミッション最終報告書

平成25年10月には、福島第一原発外の地域の環境回復を支援することを主な目的として、13人の国際専門家等が参画するIAEAの国際フォローアップミッションチームが日本を訪問して調査を行い、その調査結果に係る最終報告書を公表している。この報告書では、「除染を実施している状況において、1～20mSv/yという範囲内のいかなるレベルの個人放射線量も許容しうるものであり、国際基準および関連する国際組織、例えば、ICRP、IAEA、UNSCEAR及びWHOの勧告等に整合したものであるということについて、コミュニケーションの取組を強化することが日本の諸機関に推奨される。」とし、「政府は、人々に1mSv/yの追加個人線量が長期の目標であり、例えば除染活動のみによって、短期間に達成しうるものではないことを説明する更なる努力をなすべきである。」旨記載されている。（乙B74）

5 文部科学省通知

文部科学省は、平成23年4月19日、福島県知事等に対し、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を通知した。この通知では児童生徒等が屋内（木造）にいる時間を1日当たり16時間、屋外にいる時間を1日当たり8時間と仮定すると、児童生徒等が1年間に20mSvの放射線を受ける空間線量率は屋外では毎時3.8μSv、屋内（木造）では毎時1.52

μSv となることから、これを一つの目安とすることとし、児童生徒等が学校等に通うことができる地域においては、非常事態収束後の参考レベルの $1 \text{ mSv}/\text{年}$ ないし $20 \text{ mSv}/\text{年}$ を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であるとされていた。また、上記通知では、校庭・園庭において毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ 以上を示した場合においても、校舎・園舎内での活動を中心とする生活を確保することなどにより、児童生徒等の受ける線量が $20 \text{ mSv}/\text{年}$ を超えることはないと考えられるとして、①校庭・園庭で毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ 以上の空間線量率が測定された学校等については、校庭等での活動を 1 日当たり 1 時間程度に制限するなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である、②毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ 未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えないなどとされていた。（甲 A 1 の 1 ・本文編 322, 323 頁、乙 B 72）

また、文部科学省は、平成 23 年 8 月 26 日、福島県知事等に対し、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）（平成 23 年 8 月 26 日）」を通知した。この通知では、校庭・園庭の土壤除去等の具体的な手法が示され、それに基づく土壤除去が進んだことなどにより、学校が開校されている地域では、既に校庭・園庭において毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ 以上の空間線量率が測定される学校はなくなっているが、夏期休業終了後、学校において児童生徒等が受ける線量については、原則 $1 \text{ mSv}/\text{年}$ 以下とし、これを達成するためには校庭等の空間線量率の目安を毎時 $1 \mu\text{Sv}$ 未満とし、仮にそれを超えることがあっても屋外活動を制限する必要はないものの、除染等の速やかな対策が望ましいこと、局所的に線量が高い場所の把握及び除染が重要であることなどの考え方が示された。（甲 A 1 の 1 ・本文編 322, 323 頁、乙 B 73）

なお、文部科学省は、福島県が平成 23 年 4 月 5 日から同月 7 日にかけて実施した小学校等の校庭のモニタリングの際に比較的高い空間線量率（毎時 $3.7 \mu\text{Sv}$ 以上）を示した 52 校の校庭について、同月 14 日以降も継続的にモニタリン

グを行った。その結果、同日には13施設において毎時3.8μSv以上の空間線量率が測定されたが、同年5月12日以降、毎時3.8μSv以上の空間線量率が測定された学校はなく、同年8月25日の測定では、最も高いところで毎時0.8μSvであった。（甲A1の1・本文編322、323頁）

6 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書（平成23年1月22日）（乙A3）

本件事故による放射性物質汚染対策において、低線量被ばくのリスク管理を適切に行うため、国際機関等により示されている科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出、今後の対応の方向性の検討を行う場として、放射性物質汚染対策顧問会議の下、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループが設置された。

平成23年11月9日から同年12月15日までに全8回の議論・検討が行われ、同月22日、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（乙A3）が公表された。同報告書の概要は、次のとおりである。

（1）科学的知見と国際的合意（乙A3・3頁）

放射線の影響に関しては様々な知見が報告されているため、国際的に合意されている科学的知見を確実に理解する必要がある。国際的合意としては、科学的知見を国連に報告している原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、また世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）等の報告書に準拠することが妥当である。広島・長崎の原爆の人体に対する影響の調査は、その規模からも、調査の精緻さからも世界の放射線疫学研究の基本であり、UNSCEARも常に報告しているところである。一方、内部被ばくで多くの人達が被ばくした事例としてチェルノブイリ原子力発電所事故がある。低線量の被ばくまで入れると子供を含めて500万人以上の周辺住民が被ばくしている。同事故に関する調査結果は、UNSCEAR、WHO、IAEA等の国際機関から詳細に報告されている。

(2) 低線量被ばくのリスク（乙A3・4頁）

低線量被ばくによる健康影響に関する現在の科学的な知見は、主として広島・長崎の原爆被爆者の半世紀以上にわたる精緻なデータに基づくものであり、国際的にも信頼性は高く、UNSCEARの報告書の中核を成している。

広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100mSvを超える辺りから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている。国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。

一方、被ばくしてから発がんまでには長期間を要する。したがって、100mSv以下の被ばくであっても、微量で持続的な被ばくがある場合、より長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もあった。いずれにせよ、徹底した除染を含め予防的に様々な対策をとることが必要である。

(3) 長期にわたる被ばくの健康影響（乙A3・4ないし5頁）

低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100mSvを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている（線量率効果）。この効果は、動物実験においても確認されている。

本件事故により環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。

(4) 外部被ばくと内部被ばくの違い（乙A3・5頁）

内部被ばくは外部被ばくよりも人体への影響が大きいという主張がある。し

かし、放射性物質が身体の外部にあっても内部にあっても、それが発する放射線がDNAを損傷し、損傷を受けたDNAの修復過程での突然変異が、がん発生の原因となる。そのため、臓器に付与される等価線量が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは、同等と評価できる。

(5) 子供・胎児への影響（乙A3・7頁）

一般に、発がんの相対リスクは若年ほど高くなる傾向がある。小児期・思春期までは高線量被ばくによる発がんのリスクは成人と比較してより高い。しかし、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。他方、原爆による胎児被爆者の研究からは、成人期に発症するがんについての胎児被ばくのリスクは小児被ばくと同等あるいはそれよりも低いことが示唆されている。

また、放射線による遺伝的影響について、原爆被爆者の子供数万人を対象にした長期間の追跡調査によれば、現在までのところ遺伝的影響は全く検出されていない。さらに、がんの放射線治療において、がんの占拠部位によっては原爆被爆者が受けた線量よりも精巣や卵巣が高い線量を受けるが、こうした患者（親）の子供の大規模な疫学調査でも、遺伝的影響は認められていない。

チェルノブイリ原子力発電所事故における甲状腺被ばくよりも、本件事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低いと考えられる。小児の甲状腺被ばく調査の結果、環境放射能汚染レベル、食品の汚染レベルの調査等様々な調査結果によれば、本件事故による環境中の影響によって、チェルノブイリ原子力発電所事故の際のように大量の放射性ヨウ素を摂取したとは考えられない。

(6) 生体防御反応（乙A3・7ないし8頁）

放射線によりDNAが損傷し、突然変異が起こり、さらに多段階の変異が加わり正常細胞ががん化するというメカニズムがある。他方、生体には防御機能が備わっており、この発がんの過程を抑制する仕組みがある。

低線量被ばくであってもDNAが損傷し、その修復の際に異常が起こることで発がんするメカニズムがあるという指摘があった。一方、線量が低ければ、DNA損傷の量も少なくなり、さらに修復の正確さと同時に生体防御機能が十分に機能すると考えられ、発がんに至るリスクは増加しないという指摘もあつた。

(7) 放射線による健康リスクの考え方（乙A3・8ないし10頁）

ア しきい値がなく、直線的にリスクが増加するモデル（LNTモデル）の考え方

放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方を採用する。これは、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている。線量に対して直線的にリスクが増えるとする考えは、飽くまで被ばくを低減するためのいわば手段として用いられる。すなわち、予測された被ばくによるリスクと放射線防護措置等による他の健康リスク等、リスク同士を比較する際に意味がある。しかし、この考えに従って、100mSv以下の極めて低い線量の被ばくのリスクを多人数の集団線量に適用して、単純に死者数等の予測に用いることは不確かさが非常に大きくなるため不適切である。

イ リスクの程度の理解

本件事故による被ばくのリスクを、自発的に選択することができる他のリスク要因（例えば医療被ばく）等と単純に比較することは必ずしも適切ではない。しかしながら、他のリスクとの比較は、リスクの程度を理解するのに有効な一助となる。

（ア）2009年の死亡データによれば、日本人の約30%ががんで死亡している。広島・長崎の原爆被爆者に関する調査の結果に線量・線量率効果係

数（D R R E F）2を適用すれば、長期間にわたり 100mSv を被ばくすると、生涯のがん死亡のリスクが約 0.5% 増加すると試算されている。他方、我が国でのがん死亡率は都道府県の間でも 10% 以上の差異がある。

- (イ) 放射線の健康へのリスクがどの程度であるかを理解するため、放射線と他の発がん要因等のリスクとを比較すると、例えば、喫煙は 1,000 ないし 2,000mSv、肥満は 200 ないし 500mSv、野菜不足や受動喫煙は 100 ないし 200mSv のリスクと同等とされる。
- (ウ) 被ばく線量でみると、例えば CT スキャンは 1 回で数 mSv の放射線被ばくを受ける。重症患者では入院中に数回の CT 検査を受けることも決して稀ではない。
- (エ) 東京—ニューヨーク間の航空機旅行では、高度による宇宙線の増加により、1 往復当たり 0.2mSv 程度被ばくするとされている。
- (オ) 自然放射線による被ばく線量の世界平均は年間約 2.4mSv であり、日本平均は年間約 1.5mSv である。このうち、ラドンによる被ばく線量は、UNSCEAR の報告によれば、世界の平均は年間 1.2mSv、変動幅は年間 0.2 ないし 10mSv と推定されているが、日本の平均値は年間 0.59mSv である。
- (カ) クロロホルムは、水道水中に含まれ発がん性が懸念されているトリハロメタン類の代表的な物質であるが、平均して 1 日に 2 リットルの水道水を飲用し続けたとしても発がんのリスクは 0.01% 未満であり、懸念されるレベルではない、と評価されている。100mSv の放射線被ばくによる発がんのリスク（例えば長期間 100mSv 被ばくした場合の生涯のがん死亡の確率の增加分、約 0.5%）は、このクロロホルム摂取による発がんのリスクよりは大きい。
- ウ 放射線防護上では、100mSv 以下の低線量であっても被ばく線量に対し

て直線的に発がんリスクが増加するという考え方は重要であるが、この考え方から従ってリスクを比較した場合、年間 20 mSv 被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いこと、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であると考えられる。

(8) 放射線防護の実践（乙 A 3・11 頁）

低線量被ばくに対する放射線防護政策を実施するに当たっては、科学的な事実を踏まえた上で、合理的に達成可能な限り被ばく線量を少なくする努力が必要である。放射線防護のためには線源と被ばくの経路に応じて多様な措置が考えられる。具体的には、除染、放射線レベルの高いところへの立入り制限、高濃度に汚染されたおそれのある飲食物の摂取制限等である。放射線防護措置の選択に当たっては、ICRP の考え方にあるように、被ばく線量を減らすことに伴う便益（健康、心理的安心感等）と、放射線を避けることに伴う影響（避難・移住による経済的被害やコミュニティの崩壊、職を失う損失、生活の変化による精神的・心理的影響等）の双方を考慮に入れるべきである。放射線防護政策を実施するに当たっては、子供や妊婦に特段の配慮を払うべきである。除染、健康管理、食品安全等の放射線防護の対策について、対象範囲、時間軸、目標数値を示しながら成果が分かりやすいようにして講じていくことが有効である。

(9) 放射線防護のための方向性（乙 A 3・16 ないし 17 頁）

我が国が採用している放射線防護上の基準は年間 20 mSv であるが、今後はさらに被ばく線量をできるだけ低減することが必要である。その際、ステップバイステップで、住民の方々の被ばく線量が高いと想定される地域から漸進的に改善していくことが必要である。長期的な目標である年間 1 mSv は、原状回復を実施する立場から、これをを目指して対策を講じていくべきである。同時に、

生活圏の除染や健康管理等の対策の実施に当たっては、投入するリソースを有効に活用するため、適切かつ合理的な優先順位をつけること、また中間的な参考レベルを示した上で行うことが有効である。

被ばく線量の低減対策の実施に当たっては、放射線影響の感受性の高い子供、放射線の影響に対する親の懸念が大きい乳幼児について優先することとし、きめ細かな防護措置を行うことが必要である。まず、想定される被ばく線量を把握することが重要であり、外部被ばく、内部被ばくを含め、どの経路による被ばくが大きいか調査することが必要である。また、実際の被ばく線量を正確に調査・把握しておくことが必要である。当面寄与が大きいと考えられる外部被ばくは、土壌等に存在する放射性物質からの放射線によるものであるから、子供の生活環境を優先的に除染する必要がある。政府は、避難区域外において、校庭・園庭の空間線量率が毎時 $1 \mu\text{Sv}$ 以上の学校等について、土壌の汚染に関する財政的支援を実施した。この結果、現在ほとんどの学校等において校庭・園庭の空間線量率が毎時 $1 \mu\text{Sv}$ を下回っている。今後、避難区域を解除するに当たっては、避難区域外の学校と同等の放射線量を目指した防護措置をとるべきである。具体的には、避難区域内の学校等を再開する前に、校庭・園庭の空間線量率が毎時 $1 \mu\text{Sv}$ 以上の学校等は、周辺区域を含め徹底した除染を行い、それ未満とすべきである。また、学校だけでなく、通学路や公園等の子供の生活圏における追加被ばく線量を年間 1 mSv 以下とすることを目指すべきである。さらに、比較的放射線量の低い地域での移動課外教室等により、外部被ばくの低減を図るとともに、子供の心身の健康の確保に取り組むべきである。内部被ばくの予防及び低減には、適切な管理が必要である。このため、食品中の放射能濃度の適切かつ合理的な基準の設定、遵守とともに、例えば地域の実情に応じた食品中の放射能濃度の測定を実施することが必要である。個々の子供の被ばく線量を測定すると、何人かの測定値の高い子供が出てくる。そのような被ばく線量の高い子供に、医師、放射線技師、保健師、専門家、教育

関係者等が個々に対応し、その原因を探り、必要に応じて生活上の助言や精神的サポート、さらに除染を行うなど、きめ細かで優しく寄り添った丁寧な対応をとるべきである。

(10) まとめ（乙A3・19頁）

ア 国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、 100mSv 以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しい。しかしながら、放射線防護の観点からは、 100mSv 以下の低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという安全サイドに立った考え方に基づき、被ばくによるリスクを低減するための措置を採用するべきである。現在の避難指示の基準である年間 20mSv の被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準である。放射線防護の観点からは、生活圏を中心とした除染や食品の安全管理等の放射線防護措置を継続して実施すべきであり、これら放射線防護措置を通じて、十分にリスクを回避できる水準であると評価できる。また、放射線防護措置を実施するに当たっては、それを採用することによるリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べた上で、どのような防護措置をとるべきかを政策的に検討すべきである。こうしたことから、年間 20mSv という数値は、今後より一層の線量低減を目指すに当たってのスタートラインとしては適切であると考えられる。

イ 子供・妊婦の被ばくによる発がんリスクについても、成人の場合と同様、 100mSv 以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい。一方、 100mSv を超える高線量被ばくでは、思春期までの子供は、成人よりも放射線による発がんのリスクが高い。こうしたことから、 100

mSv 以下の低線量の被ばくであっても、住民の大きな不安を考慮に入れて、子供に対して優先的に放射線防護のための措置をとることは適切である。ただし、子供は、放射線を避けることに伴うストレス等に対する影響についても感受性が高いと考えられるため、きめ細やかな対応策を実施することが重要である。

ウ 放射線防護のための数値については、科学的に証明されたものか、政策としてのものか理解してもらうことが重要である。チェルノブイリでの経験を踏まえれば、長期的かつ効果的な放射線防護の取組を実施するためには、住民が主体的に参加することが不可欠である。このため、政府及び専門家は、住民の目線に立って、確かな科学的事実に基づき、分かりやすく、透明性をもって情報を提供するリスクコミュニケーションが必要である。

7 UNSCEAR 2013年報告書

UNSCEARは、平成25年の国連総会において、電離放射線の線源、影響及びリスクについて報告した（乙B346）。

(1) 線量評価

ア 避難しなかった公衆の1年目の線量

避難しなかった福島県内の住民の本件事故後1年間の実効線量の推定値（外部被ばく、吸入による内部被ばく及び経口摂取による内部被ばくの合計）は、成人1.0ないし4.3mSv、10歳児1.2ないし5.9mSv、1歳児2.0ないし7.5mSvとされている。また、同住民の本件事故後1年間の甲状腺の吸収線量の推定値は、成人7.8ないし17mGy、10歳児15ないし31mGy、1歳児33ないし52mGyとされている。

なお、この数値は、自然放射線源によるバックグラウンド線量への上乗せ分である。データが不十分である場合には仮定を設けており、そのためこれらの数値は平均線量を実際よりも過大評価している可能性がある。

福島県内では、20km圏内の避難区域に一部がかかる行政区画（南相馬

市)と地表での沈着密度が高い行政区画(福島市,二本松市,桑折町,大玉村,郡山市,本宮市,伊達市)において,避難しなかった人としては最大の推定実効線量が得られ,本件事故直後1年間における成人の行政区画平均実効線量は2.5ないし4.3mSvの範囲であった。これらの行政区画では,実効線量に占める沈着放射性核種に起因する外部線量の寄与率が圧倒的大きかった。1歳の幼児における事故直後1年目の平均実効線量は,成人の平均実効線量の2倍以内と推定された。

イ 避難者の線量

避難者の本件事故後1年間の実効線量の推定値は,予防的避難地区(予防的避難とは,高度の被ばくを防止するための緊急時防護措置として平成23年3月12日から同月15日にかけて指示された地区の避難を指す。)では,成人1.1ないし5.7mSv,10歳児1.3ないし7.3mSv,1歳児1.6ないし9.3mSv,計画的避難区域(計画的避難とは,平成23年3月末から同年6月にかけて指示された地区からの避難を指す。)では,成人4.8ないし9.3mSv,10歳児5.4ないし10mSv,1歳児7.1ないし13mSvとされている。また,避難者の本件事故後1年間の甲状腺吸收線量は,予防的避難地区では,成人7.2ないし34mGy,10歳児12ないし58mGy,1歳児15ないし82mGy,計画的避難地区では,成人16ないし35mGy,10歳児27ないし58mGy,1歳児47ないし83mGyとされている。

(2) 公衆の健康影響

ア 避難者及び避難区域以外で本件事故の影響を最も受けた地域の最初の1年間における平均実効線量は,成人で最大で約1ないし10mSv,小児及び乳幼児ではその約2倍になると推定された。この線量でのがん又は遺伝的な影響のリスクは,線量とリスクの直線的な関係を想定することによって推定できるが,基準となる率の通常の統計的ばらつきに比べると推定された相対リスクの値は小さく,放射線被ばくに関連した健康影響の上昇を明ら

かにすることは困難である。

イ 一部の臓器については、幼児期及び小児期の被ばくによる相対リスクは、成人期に比べて大幅に高かった。

ウ 甲状腺がんについて

予防的避難を行った集団の甲状腺吸収線量は、1歳児の場合最大で約80 mGyになると推定された。推定された線量は個人によって大きく異なり、甲状腺における放射性ヨウ素の直接的な体外計測では、推定された数値よりも低い線量を示した。また、線量のほとんどは放射線被ばくによる甲状腺がんの過剰発生率を確認できないレベルであった。本件事故後の甲状腺吸収線量が大幅に低いため、福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない。

エ 白血病について

0ないし9歳の時期に被ばくした人の集団での小児白血病の発生率が識別可能なレベルで上昇するとは予測されない。

オ 妊娠中の被ばくについて

妊娠中の被ばくによる自然流産、流産、周産期死亡率、先天的な影響又は認知障害が増加するとは予測されない。

カ 集団検診について

福島県での継続的な超音波検査により、比較的多数の甲状腺異常が見つかったが、これは、本件事故の影響を受けていない地域での類似した調査と変わらず、福島県での継続的な超音波検査では、検査が集中的で使用機器の感度が高いために比較的多数の甲状腺異常が見つかったことを示唆している。

8 帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置具体化のために）

原子力規制委員会は、平成25年11月20日、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」を公

表した（乙B75）。

ここでは、放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考え方として、「放射線による被ばくがおよそ100ミリシーベルトを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。」、「公衆の被ばく線量限度（年間1ミリシーベルト）は、国際放射線防護委員会（ICRP）が、低線量率生涯被ばくによる年齢別年間がん死亡率の推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の差等を基に定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではないとしている。放射線防護の考え方には、いかなる線量でもリスクが存在するという予防的な仮定にたっているとしている。」、「国際放射線防護委員会（ICRP）は、緊急事態後の長期被ばく状況を含む状況（以下、「現存被ばく状況」という。）において汚染地域内に居住する人々の防護の最適化を計画するための参考レベル（これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断され、それより下では防護の最適化を履行すべき線量又はリスクのレベル）は、長期的な目標として、年間1～20ミリシーベルトの線量域の下方部分から選択すべきであるとしている。」などと記載されている。その上で、「我が国では、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告等を踏まえ、空間線量率から推定される年間積算線量（20ミリシーベルト）以下の地域になることが確実であることを避難指示解除の要件の一つとして定めている。」が、ICRPにおける現存被ばく状況の放射線防護の考え方を踏まえ、「長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと」等について国が責任をもって取り組むことが必要であるとしている。

9 被ばく状況に関する調査の結果

福島県が行った「県民健康管理調査」では、平成25年12月31日時点での回答を基にした放射線業務従事経験者を除く46万0408人の推計結果は、県北・県中地区では90%以上が2mSv未満となり、県南地区では約91%，会津・南会津地区では99%以上、相双地区では約78%，いわき地区では99%以上が1mSv未満であった（乙B76）。また、平成29年6月30日時点での回答を基にした放射線業務従事経験者を除く46万4420人の推計結果は、県北地区では約87%，県中地区では約92%が2mSv未満となり、県南地区では約88%，会津・南会津地区では99%以上、相双地区では約77%，いわき地区では99%以上が1mSv未満であった（乙B252）。さらに、上記調査の平成30年3月31日時点での回答を基にした放射線業務従事経験者を除く46万5286人の推計結果は、県北地区では約87%，県中地区では約92%が2mSv未満となり、県南地区では約88%，会津・南会津地区では99%以上、相双地区では約77%，いわき地区では99%以上が1mSv未満であった（乙B355）。

福島県が平成23年6月27日から平成25年12月31日までに行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果では、預託実効線量が1mSv未満の者が17万5252人／17万5278人（約99.9%）となっており、全員、健康に害が及ぶ数値ではなかったとされている（乙B77）。平成23年6月27日から平成30年4月30日まで行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果でも、預託実効線量が1mSv未満の者が33万0824人／33万0850人（約99.9%）となっており、全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされている（乙B251）。平成23年6月27日から平成30年10月31日まで行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果でも、預託実効線量が1mSv未満の者が33万6379人／33万6405人（約99.9%）となっており、全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされている（乙B354）。平成23年6月27日から平成30年12月31日まで行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果でも、

預託実効線量が 1 mSv 未満の者が 33万7882人／33万7908人(約 99.9%) となっており、全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされている(乙 B 418)。

10 本件事故による避難の合理性及び被害の分析（甲 B 148, 証人黒田）

黒田は、地域社会学、都市社会学及び災害社会学を専門分野とするところ、本件事故後に愛知県に避難した世帯を対象として、平成23年、平成24年及び平成25年に質問紙調査を実施した。各調査の概要及び黒田の分析は、おおむね以下のとおりであった。

(1) 平成23年の調査（以下「平成23年調査」という。）について

平成23年調査は、愛知県被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクト・チームによって実施された質問紙調査である。調査方法は郵送による無記名調査、調査期間は平成23年6月30日から同年7月11日までであり、受入被災者登録制度に登録する全世帯407世帯（同年6月30日時点）に配布し、174世帯から回答を得ており、回収率は42.8%であった。

黒田は、愛知県に避難するまでの経緯や理由からは、避難者にとっては本件事故による放射能から逃れることができることが喫緊の課題であり、突然始まった問題に一刻の猶予もないまま対応した様子がうかがわれ、そのことは、本件事故当時福島県に在住していた者によく当てはまると言っている。また、黒田は、放射能の被ばくから急いで避難した世帯にとっては、愛知県への移動は万全に準備したわけではなく、事前に計画したものでもなかつたため、避難した者は、住居の手配、職探し、生活資金の工面、生活用品の確保及び新しい土地で慣れることが突然必要となり、これら全てが負担であったと推察している。さらに、黒田は、平成23年時点では、本件事故が収束するのか分からず、身の安全も保障されていなかったため、たとえ元の土地に帰りたいとしても、自分自身だけでは解決できそうにならぬため今後の避難生活について見通しを立てられなかつたのではないかと分析している。

(2) 平成24年の調査（以下「平成24年調査」という。）について

平成24年調査は、愛知県被災者支援センターの協力を得て、名古屋大学大学院環境学研究科黒田由彦研究室が実施した質問紙調査である。調査方法は郵送による無記名調査、調査期間は平成24年5月11日から同月31日までであり、受入被災者登録制度に登録する全世帯546世帯（同年4月30日時点）に配布し、157世帯から回答を得ており、回収率は28.9%であった。

黒田は、平成24年調査においても、前記(1)と同様に、本件事故による避難は突然始まり、避難者には転居に伴う負担が突然課されたものと分析するとともに、被災前後で雇用形態が変わったこと、世帯の分離に伴う二重会計、愛知県では職が見つからないこと等から、避難者の大多数は経済的余裕がないと推測している。また、黒田は、被災する以前の住居や地域へ戻るつもりがない世帯が多数であった一方で、愛知県あるいは現住所に定住を決めきれない態度もうかがわれるところ、それは元々住んでいた地域の復旧・復興が進み、被ばくからの安全が確認できれば戻るつもり又は戻りたいと考えているが、安全が確認できないため決断を見送っているからであると分析している。さらに、黒田は、避難、帰還及びそれに伴う生活を立て直すという問題は自分自身だけで判断して解決できる範囲を超えた困難だと受け取られていると分析している。

(3) 平成25年の調査（以下「平成25年調査」という。）について

平成25年調査は、愛知県被災者支援センターの協力を得て、名古屋大学大学院黒田由彦研究室を調査責任者として行った質問紙調査である。調査方法は郵送による無記名調査、調査期間は平成25年9月5日から同月30日までであり、愛知県被災者支援センターが住所を把握している511世帯（同年9月5日時点）に配布し、213世帯から回答を得ており、回収率は41.7%であった。

黒田は、避難指示等対象区域外からの避難者が多数いることを指摘し、それらの避難者は放射線被ばくを懸念して避難したと推察するとともに、避難者

は、平成24年と比べて、生活費を自力で賄う傾向が強まる一方で、借り上げ制度の打ち切りによる家賃の支払の見通しが判然としない世帯が増加しており、特に女性の場合は正規雇用されない場合が多く、家計の状況に逼迫を感じる事態に追い込まれていると分析している。また、黒田は、避難者は、上記のような状況を一般的な生活水準よりも低いと理解している場合が多く、その傾向は自主的避難者に多いと分析している。さらに、黒田は、自主的避難者のうち、福島県に戻らず定住すると決めた人々は過半数に及ぶ一方で、将来も避難先となった愛知県に定住することを決めかねている者もあり、平成23年以降、定住と保留の二極化が進んでいるところ、これは、自分だけでは解決できない放射能の問題、経済的に苦しいため別の場所に移りたいという切望感、移住を繰り返すことの煩雑さと同じような苦労が待っているのではないかという諦め、子供には落ち着いて暮らしてほしいという責任感等の様々な悩みを抱えて葛藤しているからであり、避難者にとっては精神的に落ち着かない状況に立たされると分析している。

(4) 黒田は、以上の調査結果及び平成30年に行ったインタビュー調査の結果を踏まえて、避難指示等対象区域外の避難の合理性及び避難がもたらした被害について以下のとおり分析した。

ア 避難等対象区域外の避難者は、本件事故後は、知覚できない放射線による被ばくに脅威を感じながらも、信頼できる情報がなかなか得られず、事故対応に責任のある行政が一貫性のある対応をしておらず、その結果福島第一原発周辺地域は避難等対象区域外であっても将来重大な健康被害に見舞われるリスクのある状態に置かれており、このような状況下では、予防的に避難しようと行動を起こしたとしても十分に合理的な行動であったと評価することができる。

イ 本件事故による避難者は、避難以前に被ばくしたことによってこの先健康状態に病変が生じるかもしれないという不安に常に苛まれるようになり、自

然環境は放射性物質によって汚染され、これまでのように恩恵を与えてくれるものではなくなり、本件事故による避難により自身を取り巻く安定した社会関係（親族関係、同僚、知人・友人との関係）に劇的な変化が生じ、本件事故は過去から現在、現在から未来へと連続する時間の流れを現在で遮断した。このように、本件事故によって住み慣れたコミュニティから引き離されたことは、個々人にとって意味のある人生を成り立たせている中核的な条件が剥奪されるという重大な結果をもたらした。

第2章 損害の総論に関する争点について

第1 基本的な考え方

1 はじめに

「原子力損害」（原賠法2条2項）とは、核原料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいうところ、「原子力損害」の範囲について原賠法には規定が存在しないから、民法上の損害賠償責任に関する一般原則に従って、原子炉の運転等と相当因果関係のある損害全てがこれに含まれると解される。そして、原子力損害とは、不法行為における損害と同様に、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」が発生しなければあったであろう状態と現状の差額を金銭的に評価したものであると解され、本件事故と相当因果関係のある損害の発生及び金額については、原告らが具体的に主張立証しなければならない。

しかし、本件事故の影響が極めて広範囲に及び、個々の避難者も突然の避難を余儀なくされたということも踏まえると、損害の内容によっては、損害の主張立証をすることが極めて困難である場合があり得る。中間指針等及び被告東電の賠償基準の考え方は、このような観点から、多数の避難者に共通する損害の賠償基準を策定し、被告東電は、中間指針等及び賠償基準の考え方を踏まえて策定した賠償基準により、一定の資料の確認ができた場合には賠償を行い、本件でも同基

準に基づき一定の範囲では争わず賠償することを認めている。そうすると、上記のような損害の主張立証責任も踏まえ、被告東電が認める限度の金額についてはそれを損害として認定し、それを超える請求部分については、超過分の損害の発生及び金額の立証がされているかどうかを判断することが相当である。もっとも、損害の性質上その超過額を立証することが極めて困難なものについては、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。

2 財産的損害

不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかった時の状態に回復させることを目的とするものである（最高裁昭和63年(オ)第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号3039頁）。原賠法に基づく損害賠償制度もこれと別異に解する理由はないから、これに従い、本件事故により原告らが被った不利益を補てんする賠償額として相当な金額の算定方法を後記第3のとおり定め、当該算定方法に従って、各原告の被った財産的損害に対する賠償額を算定することとする。

3 精神的損害

精神的損害についても、前記2と同様に、本件事故により原告らが被った精神的苦痛を慰謝する賠償額として相当な金額の算定方法を後記第4のとおり定め、原則として、当該算定方法に従って、各原告の被った精神的損害に対する賠償額を算定することとする。もっとも、精神的損害については、各原告の個別事情により精神的苦痛の程度が大きく左右されることから、最終的には各原告の個別事情を勘案して、相当と認める額を精神的損害に対する賠償額と認めることとする。

4 弁済の抗弁等について

まず、前記の損害額の算定方法に従って各原告の損害額を認定し、かかる損害額全体から被告東電から各原告に対する本件事故についての賠償金として支払